

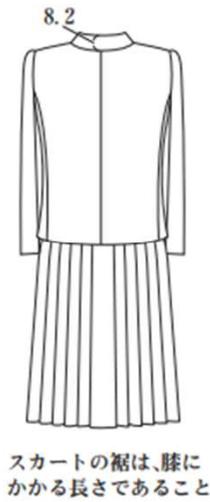
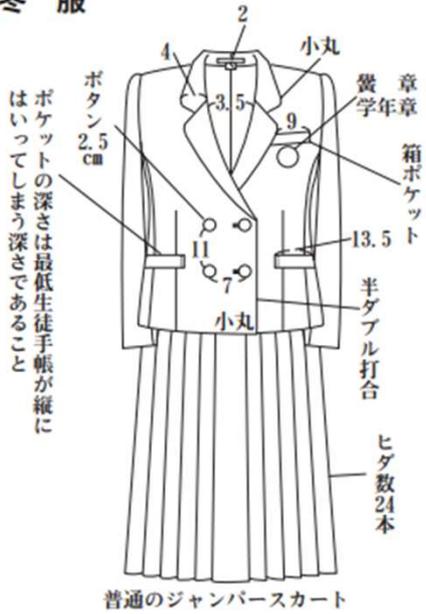
生徒心得（校則等）

1 服装に関する心得

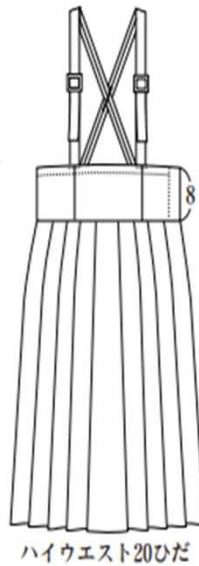
- (1) 男子制服は、本費規定の制服に限る。右襟には学年組章、左襟に費章をつける。
- (2) 男子の夏期服装は、本費規定のシャツに費名のマークをつける。
- (3) 女子は白のカッターシャツブラウスに濃緑のネクタイをしめ、所定の制服を着用し、左胸部に学年章と費章をつける。
- (4) 冬期においては、女子は本費指定のボックスコートと中学時使用のもの（一般的なものに限るが、判断に迷う場合は担当教師へ相談すること）を着用してもよい。但し、制服の上に着用し、室内での着用は認めない。
- (5) 女子の夏期服装はグレー色のセーラー型とし、白色のネクタイをつける。
- (6) やむを得ない理由で規定の服装を着用できない場合は、学級担任を通じて生徒部に届け出て許可証をもらう。
- (7) パーマ、染髪など頭髪を故意に変形又は加工することを禁ずる。また、肩にかかる髪は黒・紺・茶のゴムで結ぶか、三つ編にすること。金属製やプラスチック製の髪留めや、カチューシャ・シュシュ等を使用する場合は華美にならないこと。
- (8) 男子の帽子は本費規定のものを着用する。
- (9) 登下校中のみ、防寒のためのマフラー着用を認める。なお、マフラーの着用については生徒会の自主規制に従うこと。ジャンパーについては、原付自転車通学生のみ認める。
- (10) 登校時には靴を使用する。靴以外のはきものを使用する必要がある場合は、学級担任を通じて生徒部に届け出て許可証をもらう。
- (11) 靴下は白・黒・紺色とする。女子は厳寒時に黒タイツの着用を認める。
- (12) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具を身につけることや、化粧することは禁じる。

女子標準服

冬服



夏服

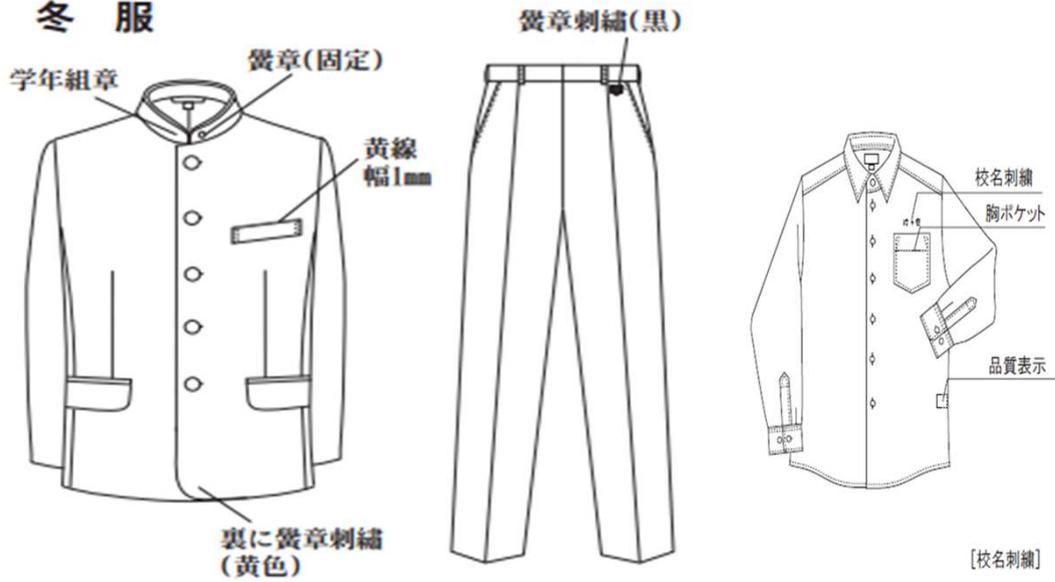


ボックスコート



男子標準服

冬服



済々黄

夏シャツ



2 一般的心得

- (1) 生徒手帳は常に携帯する。もし、紛失したときは担任を通して生徒部から再交付を受ける。
- (2) 住所、下宿、保護者、保証人などを変更した場合は直ちに、担任に届けなければならない。
- (3) 校舎内では必ず規定のスリッパを着用する。
- (4) 学校内にポスター、ビラ等を掲示するときは、生徒部の承認印を受け、その期日が終了した時点で外さなければならない。
- (5) 深夜（午後10時以降）の無断外出は禁じる。但し、所用のため保護者同伴で外出する場合はこの限りではない。
- (6) 勉学に不必要な娯楽品は学校に持ち込まない。
- (7) ナイフ等の危険物は絶対に所持しない。
- (8) シンナー・ボンド・劇物・薬物等心身を損なうものは絶対乱用してはならない。
- (9) アルバイトは原則禁止とする。

3 自転車及び原付自転車に関する心得

- (1) 自転車通学について
 - ① 自転車通学の条件
 - ア 本郷までの通学距離が3 km以上の者
 - イ その他必要と判断された者
 - ② 自転車販売店で点検・整備済証明を受けて「自転車通学許可願」を生徒部に提出し、ステッカーの交付を受ける。
 - ③ 自転車通学上の諸注意
 - ア 下記の点も含め交通法規を遵守すること。
 - イ 自転車は必ず二重ロックをして所定の自転車置場に置くこと。
 - ウ 2人乗り、傘さし運転、無灯火運転等危険な運転は絶対しない。
 - エ 原則として自動点灯式ライト（オートライト）が装備された自転車を使用すること。
 - オ マウンテンバイク、ロードバイク（ハンドルがドロップタイプ）は使用してはならない。
 - カ 傘をハンドルにぶら下げたり、フレームと後輪の間に差し込んだりしないこと。
 - キ 熊本県では令和3年10月1日から、全ての自転車利用者について自転車保険の加入が義務化された。自転車の事故で加害者になることもあり得るため、自転

車総合保険・傷害総合保険・個人賠償責任保険・T Sマーク保険等のいずれかに加入しなければならない。

(2) 原付自転車通学について

1983年5月9日の同心会総会で決定された「交通に関する特別決議文」《取らない。乗らない。買わないの3運動》を原則とするが、以下の条件を満たしている者のみ50cc以下の原付自転車に限って通学を認める場合がある。但し、単車、四輪車は認めない。

① 原付自転車通学の条件

ア 本郷までの通学距離が原則12km以上30km未満の者

イ やむを得ないと認められる理由がある者

② 取得手続

ア 新規単車通学希望者集会に出席する。

イ 「通学用原動機付自転車免許の受験許可願」を生徒指導部へ提出する。

ウ 受験許可希望生徒の集会に出席する。

エ 単車通学生保護者説明会に出席する。

オ 学校が指定した期日に原付免許を受験する。

カ 原付免許証を生徒指導室へ提示する。

キ 新規単車通学生集会に出席する。

ク 単車通学生実技講習会に参加する。

③ 原付自転車通学上の諸注意

ア 交通法規を遵守すること。

イ フルフェイスのヘルメットをきちんと着用すること。

ウ 学校が行う安全講習会には必ず出席すること。

エ 原付自転車はスクータータイプに限る。

オ 厳寒期に防寒着としてジャンパーの使用を認める。

校則見直しの手順

